羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成２６年６月改定

（平成３０年４月組織変更）

目次

はじめに 1
1. 背景 1
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成 1
I. 流行規模及び被害の想定 3
II. 対策の基本方針 4
1. 目的 4
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 6
2．1 発生前の段階 6
2．2 発生が確認された段階 6
2．3 県内で発生が確認された段階 6
2．4 県内で感染が拡大した段階 7
2．5 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合 7
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 8
3．1 基本的人権の尊重 8
3．2 危機管理としての特措法の性格 8
3．3 関係機関相互の連携協力の確保 8
3．4 記録の作成・保存 8
4. 対策推進のための役割分担 9
4．1 国 9
4．2 地方公共団体 9
4．3 医療機関 10
4．4 指定（地方）公共機関 10
4．5 登録事業者 10
4．6 一般の事業者 11
4．7 市民 11
5. 行動計画の主要６項目 12
① 実施体制 12
② 情報収集 13
③ 情報提供・共有 13
④ 予防・まん延防止 14
⑤ 医療 16
⑥ 市民の生活及び経済の安定の確保 17
6. 発生段階 18
III. 各段階における対策 20

0　未発生期 21
0－①実施体制 21
0－②情報収集 21
0－③情報提供・共有 21
0－④予防・まん延防止 22
0－⑤医療 23
0－⑥市民の生活及び経済の安定の確保 23
1　県内未発生期（国：海外発生期～国内発生早期） 24
1－①実施体制 24
1－②情報収集 24
1－③情報提供・共有 25
1－④予防・まん延防止 25
1－⑥市民の生活及び経済の安定の確保 26
2　県内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期） 27
2－①実施体制 27
2－②情報収集 27
2－③情報提供・共有 27
2－④予防・まん延防止 28
2－⑥市民の生活及び経済の安定の確保 28
3　県内感染期（国：国内感染期） 30
3－①実施体制 30
3－②情報収集 31
3－③情報提供・共有 31
3－④予防・まん延防止 31
3－⑤医療 32
3－⑥市民の生活及び経済の安定の確保 32
4　小康期 34
4－①実施体制 34
4－②情報収集 34
4－③情報提供・共有 34
4－④予防・まん延防止 35
4－⑥市民の生活及び経済の安定の確保 35
別添
羽島市新型インフルエンザ等対策本部条例 36
羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱 37
羽島市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱 39

羽島市新型インフルエンザ等地域対策会議設置要綱 41

はじめに

1.　背景

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック[1]）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症[2]の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

2.　新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の作成

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関等の事業所等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法第8条第1項の規定により、都道府県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき作成するものであり、特措法上の市の役割に基づき、羽島市における新型インフルエンザ等対策について必要な事項を定めるものである。

市行動計画は、平成20年12月に作成した羽島市新型インフルエンザ対策行動計画を基に、特措法や政府の新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を踏まえた改定案を、有識者で構成する市の健康づくり施策を検討する「羽島市健康づくり施策検討委員会」の意見聴取に加え、パブリックコメント（平成26年5月）を実施し、平成26年6月

---

[1]感染症の世界的大流行。
特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
[2]人から人に伝染すると認められる疾病であって、すでに知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

に決定・公表した。

市行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画や県行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に見直しを行うこととする。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び県行動計画と同じく、以下のとおりである。

- 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

I.　流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した病原体の病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫力等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり得る。

市行動計画の作成に当たっては、政府行動計画において想定される流行規模に関する数値（表 1）を置き、対策を検討していくこととする。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、この規模を超える事態となり得ることも念頭におくことも重要である。

表 1　流行規模及び被害想定

項　目		羽島市※1	岐阜県	全国
流行期間		約 8 週間		
患者（人口の 25%）※2		約 1 万 6 千人	約 52 万人	約 3,200 万人
受診者数		約 7 千人 ～約 1 万 3 千人	約 20 万人 ～約 40 万人	約 1,300 万人 ～約 2,500 万人
中等度※3 （致命率 0.53%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 280 人 （約 50 人）	約 8,600 人 （約 1,600 人）	約 53 万人 （約 10.1 万人）
	死亡者数	約 90 人	約 2,800 人	約 17 万人
重度※4 （致命率 2.0%）	入院患者 （1 日当たり最大）	約 1,050 人 （約 210 人）	約 32,500 人 （約 6,500 人）	約 200 万人 （39.9 万人）
	死亡者数	約 340 人	約 10,400 人	約 64 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※1：市の数値は、全国の数値を人口比で按分したもの

※2：平成 22 年国勢調査による人口

※3：アジアインフルエンザ並み

※4：スペインインフルエンザ並み

II.　対策の基本方針

1.　目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国・県・市内への侵入を避けることはできないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的に、市民の多くがり患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

１）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図 1 公衆衛生対策のイメージ

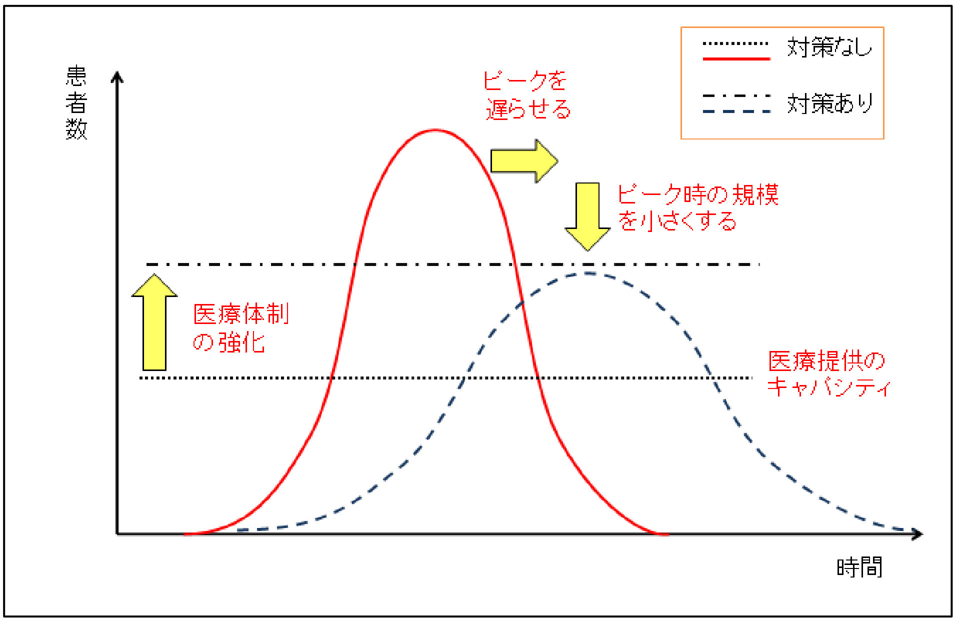

２）市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする。

・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。

・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図 2 大流行に備えた対策イメージ

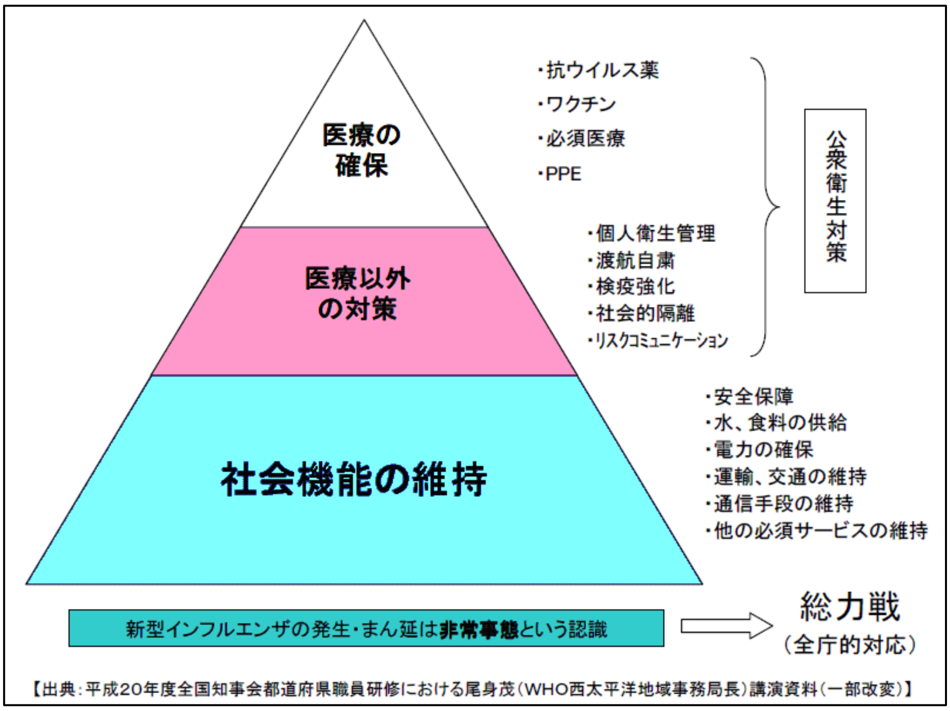

2.　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市では、最近の科学的知見を注視しながら、市の特徴等も考慮しつつ、国及び県の対策と密接に連動し、各種対策を行う。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の事項を基本とする一連の流れをもった戦略を確立する。（具体的な対策については、Ⅲにおいて、発生段階毎に記載する。）

2.１　発生前の段階

発生前の段階では、県や関係機関等との連携及び発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

また、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いＳＡＲＳ[3]のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

2.２　発生が確認された段階

世界で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

県内での患者が確認されるまでの間は、国、県等の関係機関を通じて積極的な情報収集を行うとともに、市ホームページや相談窓口の開設により市民への迅速な情報提供を行う。

2.３　県内で発生が確認された段階

県内で発生が確認された当初の段階では、上記を引き続き継続するとともに、県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の周知等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、県では過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策が実施されるが、状況の進展に応じて、

---

[3] ＳＡＲＳ（重症急性呼吸器症候群）は、平成 15 年（2003 年）４月３日に感染症法上の新感染症として位置付けられたもの。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととされており、これに従う。

２．４　県内で感染が拡大した段階

　県内で感染が拡大した段階では、市、県、国、事業者等は相互に連携して、医療の確保、市民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。
　なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、県や国の指示により、社会の状況に応じて臨機応変に対処する。

２．５　市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

　市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、国や県の指示により新型インフルエンザ等患者や死亡者の急増に対応するための臨時の医療施設の設置の措置、一時的に遺体を安置する施設等の確保、生活関連物資等の価格及び供給の安全対策等の措置を行うことも視野に置いた対策を実施することが重要である。

3.　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、国、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

3.１　基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第 31 条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等（特措法第 45 条）がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

3.２　危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

3.３　関係機関相互の連携協力の確保

羽島市新型インフルエンザ等対策本部(特措法第 34 条、以下「市対策本部」という。)は、政府対策本部（特措法第 15 条）及び県対策本部（特措法第 22 条）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、市における新型インフルエンザ等対策を推進する上で、特に必要がある場合は、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請（特措法第 36 条第 2 項）する。

3.４　記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4.　対策推進のための役割分担

4. 1　国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める(特措法第3条第2項)とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める(特措法第3条第3項)。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

4. 2　地方公共団体

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

4. 2. 1　県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新型インフルエンザ等の発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど、全庁的な取り組みを推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。特に保健所を設置する岐阜市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関しては、それぞれの対策の相違による支障が生じないよう、方針を検討する段階から岐阜市と緊密に連携を図っていく。

4．2．2市

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

4．3　医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4．4　指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。（特措法第 3 条第 5 項）

- 指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。
- 指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

4．5　登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時にお

いても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。(特措法第 4 条第 3 項)

4．6　一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

4．7　市民

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

5.　行動計画の主要６項目

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画との整合性を保ち、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための対策について、「①実施体制」、「②情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥市民の生活及び経済の安定の確保」の６項目に分けて立案している。

各項目毎の対策については、発生段階毎に記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

① 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、市は、国、県と相互に連携を図りつつ、一体となった取り組みを行うことが求められる。

市においては、新型インフルエンザ等の発生前から各部課等横断的な会議（羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議）の開催を通じ、事前準備の進捗を確認し、連携を確保しながら、全庁一丸となった取り組みを推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、直ちに市対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市は、新型インフルエンザ等の発生前から、市行動計画の策定等において、有識者会議等幅広い分野の専門家からの意見を聴く。

さらに、地域医療体制の維持に関し、県、羽島市医師会、羽島市民病院、市内医療機関等との情報共有、意見交換を緊密に行う。

また、新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生の恐れがある場合は、その対策について、「羽島市新型インフルエンザ等地域対策会議」において、情報の共有等を通じて関係機関の連携を強化し、感染拡大防止策の推進及び感染者等への支援並びに社会機能の低下を回避すること等の必要な対策を講じる。

市対策本部等の詳細については、以下の条例や要綱により定められるものとする。（巻末に掲載の別添資料の通り）。

・羽島市新型インフルエンザ等対策本部条例
・羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱
・羽島市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱
・羽島市新型インフルエンザ等地域対策会議設置要綱

図 3　市行動計画実施体制

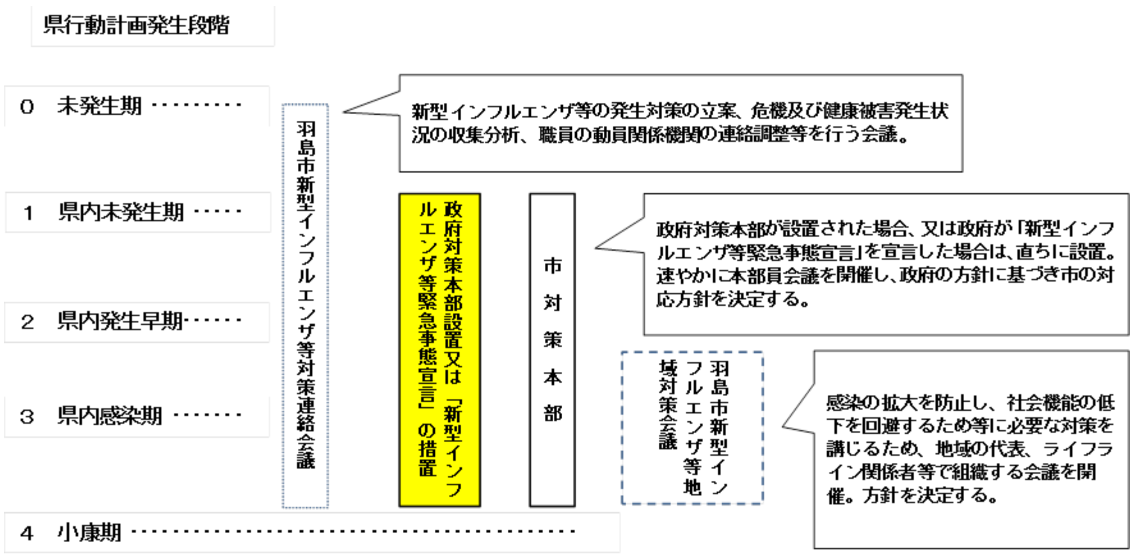

② 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、市民及び関係機関に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

したがって、発生前から情報収集体制を整備し、国及び県が発信するサーベイランス等の情報を入手することに努める。

③ 情報提供・共有

（ア）情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、県、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、それぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

（イ）情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受け取り手に応じた情報提供のためにインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

（ウ）発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

（エ）発生時における市民等への情報提供及び共有

発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の決定のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供する。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民に発信するメッセージについては、患者やその家族等の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

市民からの問い合わせについては、市で相談窓口を設置し対応する。相談窓口に寄せられた問い合わせの情報の内容を踏まえ、市民や現場で必要とする情報を把握し、県へ報告するとともに、市の情報発信に反映させていく。

（オ）情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

④ 予防・まん延防止

（ア）予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながるものである。

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種など複数の対策を組み合わせて行うが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対

策の決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

（イ）主なまん延防止対策

個人対策については、市内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出自粛要請（特措法第 45 条第 1 項）を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が施設の使用制限の要請（特措法第 45 条第 2 項）等を行った場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

（ウ）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの 2 種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

（ウ）ー1　特定接種

【特定接種】

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下の①～③である。

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

特定接種を実施するに当たっては、政府対策本部において、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

【特定接種の接種体制】

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなる。

従って、特定接種の対象となる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

（ウ）ー2　住民接種

【住民接種】

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）による予防接種を行うこととなる。

市は、政府対策本部が決定する接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【住民接種の接種体制】

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種を実施することとなるが、公共施設での集団的接種、医療機関で期間を決めての集団的接種、個別接種も含め、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

（ウ）ー3　留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

⑤ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

市は、県と連携し医療体制の整備等について把握し、市が設置する相談窓口等での情報提供につとめる。また、市を区域とした緊急事態宣言が政府により発令される事態においては、新型インフルエンザ等患者や死亡者の急増に対応するため、県から委任を受けた場合は臨時の医療施設の設置の措置を行う。

⑥ 市民の生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民がり患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われており、市民の生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民の生活及び経済への影響が最小限となるよう、市は県等との関係機関と連携を図り、事前の準備を行うことが重要である。

また、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対し、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努める等の十分な事前の準備を呼びかけていく。

6.　発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して５つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、ＷＨＯのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

一方、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県においては、県内における発生段階を別に定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県が判断するものとしており、市は、県の発生段階（表 2、図 4）を引用し、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

表 2　発生段階

<table>
<tr><th rowspan="2">流行状態</th><th colspan="2">発生段階</th></tr>
<tr><th>県行動計画</th><th>政府行動計画</th></tr>
<tr><td>新型インフルエンザ等が発生していない状態</td><td>未発生期</td><td>未発生期</td></tr>
<tr><td>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td><td rowspan="2">県内未発生期</td><td>海外発生期</td></tr>
<tr><td>いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態</td><td rowspan="2">国内発生早期</td></tr>
<tr><td>岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td><td>県内発生早期</td></tr>
<tr><td>岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td><td>県内感染期</td><td>国内感染期</td></tr>
<tr><td>新型インフルエンザ等患者の発生減少し、低い水準でとどまっている状態</td><td>小康期</td><td>小康期</td></tr>
</table>

図 4　国及び地域（都道府県）における発生段階

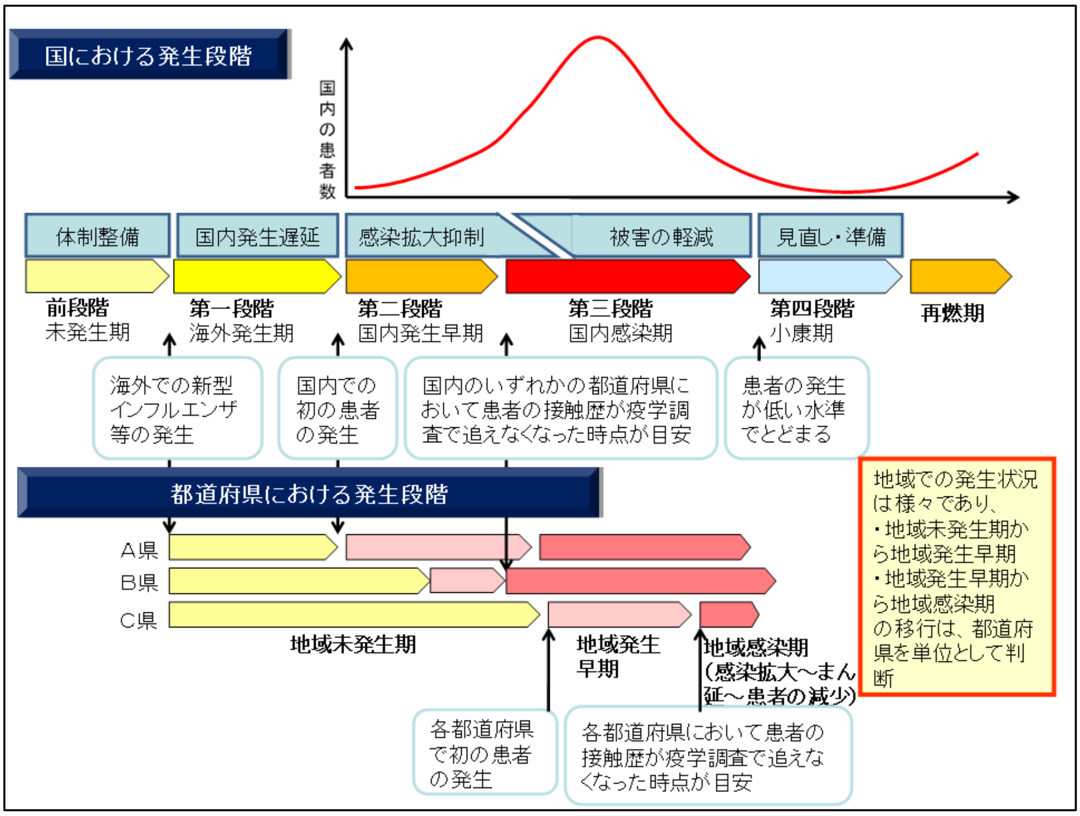

III. 各段階における対策

以下、発生段階毎に、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対応を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

0　未発生期

・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： １）発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： １）　新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ２）　新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

0－①実施体制

【行動計画等の見直し及び関係機関との連携強化】

・市は、県行動計画に基づき、市行動計画（特措法第 8 条第 1 項）を改定し、必要に応じて見直していく。（総務部、健幸福祉部、市民部、その他全庁）

・市は県、関係機関、関係団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認を行う。

0－②情報収集

・市は、国、県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する最新情報を収集する。

●主な情報源

□岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス

□地方公共団体

0－③情報提供・共有

【継続的な情報提供】

・市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（市長室、健幸福祉部、教育委員会）

・市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。（市長室、健幸福祉部）

【体制整備】
市は、新型インフルエンザ等発生時のコミュニケーションの体制整備として以下を行う。
・発生状況に応じた市民への情報提供の内容や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する）、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）への情報提供の方法について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。（関係部局）
・県や関係機関等との情報共有を迅速に行うため、インターネットを活用した連絡体制を構築する。（健幸福祉部）
・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるための相談窓口を設置する準備を進める。（健幸福祉部）

0－④予防・まん延防止

【対策実施のための準備】
（個人レベルでの対策の普及）
・市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談[4]センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスクの着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。（健幸福祉部、関係部局）
（地域・社会レベルでの対策の周知）
・市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。（健幸福祉部、関係部局）
【予防接種】
（特定接種の基準に該当する事業者の登録）
・市は、国が定める登録実施要領に沿って、国が行う事業者に対する登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。（健幸福祉部、産業振興部）
・市は、特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握する。（総務部、健幸福祉部）
・市は、市職員等について、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を構築する。（企画部、総務部、健幸福祉部）
（住民接種）
・市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を速やかに行うため、羽島市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、原則として、羽島市内に居住する者を対象に集団的接種を行うこととし、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周

[4] 海外発生期から国内発生早期までの間に、国が都道府県等に要請し設置することとなっている。

知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健幸福祉部）

・市は、円滑な接種の実施のために、県の支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。（健幸福祉部）

（情報提供）

・市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。（健幸福祉部）

０－⑤医療

【県内感染期に備えた医療の確保】

・市は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。（関係部局）

０－⑥市民の生活及び経済の安定の確保

【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援】

・市は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（健幸福祉部）

【火葬能力等の把握】

・市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（健幸福祉部、環境部）

【物資及び資材の備蓄等】

・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄、整備、点検する。（関係部局）

1　県内未発生期（国：海外発生期～国内発生早期）

・海外または他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的： １）市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： １） 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ２）対策の判断に役立てるため、国、県等の関係機関を通じ、積極的な情報収集を行う。 ３）海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。 ４）市民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、市民への予防接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1－①実施体制

【市の体制強化と対処方針の決定】

・市は、海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。（健幸福祉部、関係部局）

・新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、又は政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（特措法第 32 条第 1 項）を宣言した場合は、直ちに市対策本部を設置する。また、速やかに本部員会議を開催し、政府の基本的対処方針等に基づき、市の対応方針を決定する。（健幸福祉部、関係部局）

・市対策本部は、新型インフルエンザ等の特性、感染拡大の状況等に応じ、専門家や関係者の意見を踏まえ、適宜、対応方針を改定する。（健幸福祉部、関係部局）

1－②情報収集

・市は、引き続き、国、県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する最新情報を収集する。

●主な情報源

□岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス

□地方公共団体

１－③情報提供・共有

【情報提供】

・市は、市民に対して、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策や流行状況等を、ホームページ等の各種媒体を活用し、詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（市長室、健幸福祉部、関係部局）

・市は、市民からの問い合わせの内容を集約し、必要に応じ県に報告するとともに、情報提供に反映する。（健幸福祉部、関係部局）

【相談窓口の設置】

・市は、国から提供されるＱ＆Ａ等を活用し、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。（健幸福祉部）

【情報共有】

・市は、インターネット等を活用し、県、関係機関との適時適切な情報共有を図る。（関係部局）

１－④予防・まん延防止

【個人レベルでの対策】

・市は、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等基本的な感染予防策の徹底を強化し、啓発する。（関係部局）

【予防接種】

（特定接種）

・市は、国が特定接種（特措法第 28 条）を実施することを決定した場合、接種対象者となる市職員対象者に対し、集団的接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健幸福祉部）

（住民接種）

・市は、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされた場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種の準備を行う。（健幸福祉部）

・市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。（健幸福祉部）

・市は、接種の実施に当たり、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。（健幸福祉部）

（情報提供）

・市はワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国、県と連携して積極的に情報提供を行う。（健幸福祉部）

1－⑥市民の生活及び経済の安定の確保

【遺体の火葬・安置】

・市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（環境部、健幸福祉部、関係部局）

【生活相談窓口の設置】

・市は、状況に応じ、生活相談窓口を設置する。（健幸福祉部・関係部局）

2　県内発生早期（国：国内発生早期～国内感染期）

・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： １）市内での感染拡大をできる限り抑える。 ２）感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： １） 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 ２）医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ３）県内感染期への移行に備えて、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ４）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

2ー①実施体制

【基本的対処方針等の決定】
・市は、政府が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行った場合、直ちに市対策本部を設置し、基本的対処方針等を協議・決定する。（健幸福祉部、関係部局）

2ー②情報収集

・市は、引き続き、国、県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する最新情報を収集する。
●主な情報源
　□岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス
　□地方公共団体

2ー③情報提供・共有

【情報提供】
・市は、引き続き、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を詳細にわかりやすく、できる限り迅速に情報提供する。（市長室、健幸福祉部、関係部局）
・市は、市内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮すると

ともに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を市民に呼びかける。（健幸福祉部）

・市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（帰国者・接触者外来の受診の方法等）を周知する。（健幸福祉部）

・市は、引き続き、市民からの問い合わせの内容を集約し、必要に応じ県に報告するとともに、次の情報提供に反映する。（健幸福祉部、関係部局）

・市は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（健幸福祉部、教育委員会、関係部局）

【相談窓口の継続】

・市は、引き続き、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。（健幸福祉部）

【情報共有】

・市は、引き続き、インターネット等を活用し、県、関係機関との適時適切な情報共有を図る。（関係部局）

2－④予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

・市は、発生地域の市民や関係者に対して次の依頼を行う

- 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。（教育委員会・健幸福祉部）

【病院、高齢者施設等における感染対策】

・市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう依頼する。（健幸福祉部）

【予防接種】

・県内未発生期からの対策を継続する。（健幸福祉部）

2－⑥市民の生活及び経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】

・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。（~~市民部、~~産業振興部）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

（生活関連物資等の価格の安定等）

・市は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（~~市民部、~~産業振興部）

（生活相談窓口の設置）

・市は、必要に応じ、市民の生活相談窓口の充実を図る。（健幸福祉部、関係部局）

3　県内感染期（国：国内感染期）

・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： １）医療体制を維持する。 ２）健康被害を最小限に抑える。 ３）市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： １） 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 ２）地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 ３）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ４）流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ５）医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ６）欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 ７）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。 ８）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

3－①実施体制

【基本的対処方針等の決定】

・市は、引き続き市対策本部を設置し、全庁的な体制を継続する。（健幸福祉部、関係部局）

・市は、国において基本的対処方針等諮問委員会の意見聴取等を経て、市を区域とする緊急事態宣言が行われた場合、ただちに市対策本部において対応方針を決定する。（健幸福祉部、関係部局）

3－②情報収集

・市は、引き続き、国、県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等の対策等に関する最新情報を収集する。

●主な情報源

□岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス

□地方公共団体

3－③情報提供・共有

【情報提供】

・市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内の発生状況と具体的な対策等を、詳細にわかりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。（市長室、健幸福祉部、関係部局）

【相談窓口の継続】

・市は、引き続き、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。（健幸福祉部）

【情報共有】

・市は、引き続き、インターネット等を活用し、県、関係機関との適時適切な情報共有を図る。（関係部局）

3－④予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの対策強化】

・市は、発生地域の市民や関係者に対して引き続き、次の依頼を行う

- 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。（健幸福祉部、教育委員会、関係部局）
- 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。（健幸福祉部、関係部局）
- ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する（健幸福祉部、教育委員会）

【病院、高齢者施設等における感染対策】

・市は、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。（健幸福祉部）

【予防接種】
・県内未発生期からの対策を継続する。（健幸福祉部）

3－⑤医療

【在宅患者への支援】
・市は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見守り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健幸福祉部）
【緊急事態宣言がされている場合の措置】
（臨時の医療施設の開設）
- 市は、必要に応じ県から臨時の医療施設の開設の委任を受けた場合は、関係機関との連携のもとで、臨時の医療施設を設置する。（健幸福祉部、関係部局）
- 市が県の委任を受け開設した臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、県の指示に基づき、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。（健幸福祉部、関係部局）

3－⑥市民の生活及び経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】
・市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。（~~市民部、~~産業振興部）
【緊急事態宣言がされている場合の措置】
（生活関連物資等の価格の安定等）
・市は、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売り惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（~~市民部、~~産業振興部）
・市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市行動計画で定めるところにより適切な措置を講ずる。（市民部⇒産業振興部）
（生活相談窓口の設置）
・県内発生早期の対策を継続する（健幸福祉部、関係部局）
（要援護者への生活支援）
・市は、県と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健幸福祉部~~、市民部~~）
（埋葬・火葬の特例等）
- 市は市営斎場の火葬炉を可能な限り稼働させる。（環境部）

- 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（環境部、関係部局）
- 市は、国が特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めた場合、国や県の指示に基づき実施する。（環境部）

4　小康期

・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。
目的： １）市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方： １）第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ２）第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ３）情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ４）第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

4ー①実施体制

【体制・措置の縮小等】
・市は、国及び県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（健幸福祉部、関係部局）
【市対策本部の廃止】
・政府が緊急事態宣言を解除したときは、特措法第 37 条に基づき、市は速やかに市対策本部を廃止する。（健幸福祉部、関係部局）
【対策の評価、見直し】
・市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等の見直しを行う。（健幸福祉部、関係部局）

4ー②情報収集

・市は、引き続き、国、県等の関係機関を通じ、新型インフルエンザ等受診患者数などの状況を把握する。
●主な情報源
　□岐阜県リアルタイム感染症サーベイランス
　□地方公共団体

4ー③情報提供・共有

【情報提供】
・市は、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発

生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（健幸福祉部、関係部局）

【相談窓口の縮小】

・市は、県と連携し、相談窓口を縮小する。（健幸福祉部、関係部局）

【情報共有】

・市は、再流行を早期に探知するため、県、関係機関との情報共有を引き続き行う。（関係部局）

4－④予防・まん延防止

【住民接種】

・市は、流行の第二波に備え、特措法第 46 条（緊急事態宣言がされている場合）又は予防接種法第 6 条第 3 項（緊急事態宣言がされていない場合）に基づく住民接種を行う。（健幸福祉部）

4－⑥市民の生活及び経済の安定の確保

【市民・事業者への呼びかけ】

・市は、引き続き、必要に応じ、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。（~~市民部、~~産業振興部）

別添

羽島市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 26 日
条例第 18 号

（目的）

第１条　この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、羽島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　羽島市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

２　羽島市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

３　羽島市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

４　対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

５　前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第３条　本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

２　本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第４条　本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日又は法の施行の日いずれか遅い日から施行する。

羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議設置要綱

（設置）

第１条 新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生の恐れがある場合、その対策について、情報の共有等を通じて関係機関の連携を強化し、もって羽島市新型インフルエンザ等対策本部等（以下「対策本部等」という。）において、必要な対策が講じられるよう「羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市内発生に備えた総合的な対策の立案に関すること。

(2) 羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画及び対応マニュアルの策定に関すること。

(3) 危機及び健康被害の発生状況の収集分析に関すること。

(4) 職員の動員計画に関すること。

(5) 関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 健康危機管理対策の実施に要する予算等に関すること。

(7) 健康危機情報等の広報に関すること。

(8) 市長に対する羽島市新型インフルエンザ等対策本部の設置の要請に関すること。

(9) その他必要と認める事項。

（組織）

第３条 連絡会議は、別表に掲げる職の者をもって組織する。

（議長等）

第４条 連絡会議に議長及び副議長を置く。

２ 連絡会議の議長には副市長を、副議長には健幸福祉部子育て・健幸担当部長をもって充てる。

（会議）

第５条 議長は、連絡会議を招集し、これを主宰する。

２ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３ 連絡会議は、議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条 連絡会議の庶務は、健幸福祉部子育て・健幸課において処理する。

（解散）

第７条 連絡会議は、新型インフルエンザ等による被害の拡大の危機がなくなったと議長が認めたときに解散する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

羽島市新型インフルエンザ等対策連絡会議委員名簿

職　　名
市長室秘書広報課長
市長室危機管理課長
総務部総務課長
総務部職員課長
市民部保険年金課長
市民部生活交通安全課長
健幸福祉部福祉課長
健幸福祉部高齢福祉課長
健幸福祉部子育て・健幸課長
産業振興部商工観光課長
産業振興部農政課長
市民病院事務局総務課長
教育委員会事務局教育総務課長
消防本部救急指令課長

羽島市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

（趣旨）
第１条 この要綱は、新型インフルエンザ等の市内発生に備えた対策の構築及び市内発生時の危機に対応するため設置する羽島市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定める。

（設置）
第２条 対策本部は、新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生の恐れがある場合に設置する。

（所掌事務）
第３条 対策本部は、新型インフルエンザ等に関し次に掲げる事項を所掌する。
(1) 市内発生に備えた総合的な対策に関すること。
(2) 市内発生時の危機及び健康被害対策に関すること。
(3) 市内発生時の危機対策の実施に関すること。
(4) 関係機関等の連絡調整に関すること。
(5) その他必要とする事項

（組織）
第４条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
２ 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部会議）
第５条 対策本部に本部会議を置く。
２ 本部長は、本部会議を招集し、これを主宰する。
３ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
４ 本部長が必要と認めるときは、本部会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）
第６条 対策本部の庶務は、健幸福祉部子育て・健幸課において処理する。

（解散）
第７条 対策本部は、新型インフルエンザ等による被害の拡大の危機がなくなったと本部長が認めたときに解散する。

（委任）
第８条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

羽島市新型インフルエンザ等対策本部員名簿

職　　　名
教育長
市民病院長
市長室長
総務部長
企画部長
企画部市民協働担当部長
市民部長
環境部長
健幸福祉部長
健幸福祉部子育て・健幸担当部長
産業振興部長
建設部長
水道部長
会計管理者
市民病院事務局長
消防長
議会事務局長
教育委員会事務局長
監査委員事務局長
本部長が指名する職員

羽島市新型インフルエンザ等地域対策会議設置要綱

（設置）

第１条 新型インフルエンザ等が市内に発生した場合又は発生の恐れがある場合、その対策について、情報の共有等を通じて関係機関の連携を強化し、感染拡大防止策の推進及び感染者等への支援並びに社会機能の低下を回避すること等の必要な対策が講じられるよう「羽島市新型インフルエンザ等地域対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市内発生に備えた総合的な対策の実行等に関すること。

(2) 感染拡大防止策の推進及び感染者等への支援に関すること。

(3) 社会機能の低下を回避するために必要な対策に関すること。

(4) その他必要と認める事項。

（組織）

第３条 対策会議は、地域の代表、ライフライン関係者等をもって組織する。

（議長等）

第４条 対策会議に議長及び副議長を置く。

２ 対策会議の議長には副市長を、副議長には子育て・健幸担当部長をもって充てる。

（会議）

第５条 議長は、対策会議を招集し、これを主宰する。

２ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

３ 対策会議は、議長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第６条 対策会議の庶務は、健幸福祉部子育て・健幸課において処理する。

（解散）

第７条 対策会議は、新型インフルエンザ等による被害の拡大の危機がなくなったと議長が認めたときに解散する。

（委任）

第８条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２０年１２月２５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。